

やまがた Go To Eat キャンペーン

利用者の皆様・加盟飲食店の皆様へ

～山形県がGo To Eat 食事券の利用を部分的に再開することについて～

山形県では食事券について、これまでの感染防止対策に加え、以下の取組みを徹底していただくことを条件に、令和3年1月26日(火)から部分的に利用を再開することとなりましたのでお知らせいたします。

記

1. 食事券の利用を部分的に再開：1月26日（火）から
2. 取組みを徹底していただくこと
 - ①飲食店でのテイクアウトやデリバリー（出前）等を、積極的に活用いただくこと
 - ②食事をする場合は、「1人」または「普段一緒に生活している人と」利用としていただくこと
 - ③アルコールを伴う食事での利用は、当面の間控えていただくこと
 - ④県外の方や、県内の方でも緊急事態宣言地域・感染拡大地域と往来した方との食事は控えていただくこと
 - ⑤業種別の「感染拡大予防ガイドライン」を遵守している飲食店を利用いただくこと

※今後の感染状況等によっては、対応を変更する場合があります。

詳しくは、山形県ホームページの[こちら](#)をご覧ください。

<やまがた Go To Eat キャンペーン事務局>